三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の特別児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ヘ　略］

ト　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

チ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

リ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

ヌ・ル　［略］

［四～六　略］

第九十四条　第二条の表九十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

ト　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

チ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

リ　［略］

［二～四　略］

第百五条　第二条の表百三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の廃棄に関する事務　当該建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第百二十六条　第二条の表百二十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十八条第二項の賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　生活保護実施関係情報

ト　外国人生活保護実施関係情報

チ・リ　［略］

ヌ　在留カード関係情報

ル　特別永住者証明書関係情報

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで及びチからルまでに掲げる情報

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ト・チ　［同上］

［四～六　同上］

第九十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ヘ　［同上］

［二～四　同上］

第百五条　［同上］

［一～三　同上］

四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務　当該建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第百二十六条　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

［新設］

ヘ・ト　［同上］

［新設］

［新設］

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報